

○製造・新規使用等の早期の全面禁止（厚生労働省、経済産業省）

既にアスベストの製造等を原則として禁止しているところであるが、例外的に用いられているアスベスト含有製品について、遅くとも平成20年までに全面禁止を達成するため代替化を促進するとともに、全面禁止の前倒しも含め、さらに早期の代替化を検討する。

- ・ 7月21日、「石綿の代替化に関する緊急会議」を開催し、関係20団体に代替化の促進を要請した。
- ・ 7月26日、在庫品の販売を直ちに禁止するよう業界団体に対し要請した。
- ・ 7月29日、アスベスト含有製品の適正な表示及び文書交付の徹底を改めて業界団体に対し要請した。
- ・ 代替化の促進のための検討会を発足させ、早期全面禁止の実施に向けた対策を早急に確立するとともに、所要の代替化促進策を検討する。（8月25日及び26日、検討会を発足）
- ・ 8月4日、アスベストの代替化の推進により影響を受ける中小企業者に対して状況に応じて事業転換等の支援に適切に対応するため、政府系三金融機関及び信用保証協会において相談体制を整備した。

○学校等におけるアスベストばく露防止対策（文部科学省、消防庁）

ア. 学校等における対策（文部科学省）

- ・ 学校施設等に吹き付けられたアスベストの適切な維持管理と飛散予防について、教職員及び児童生徒等に周知徹底した。（7月29日、都道府県教育委員会等に通知）
- ・ 学校で使用されているアスベスト含有製品（アルコールランプ使用時に用いるアスベスト付き金網、学校給食調理時に使用する耐熱手袋、その他実験機器等）を、アスベストを含有しない製品に代替するよう努める旨を周知した。（8月5日、都道府県教育委員会等に通知）